東弁人第68号 2007年7月4日

東 京 拘 置 所 所 長 児 玉 一 雄 殿

東京弁護士会会長下河邊和彦

人権侵害救済申立事件について (警告・要望)

当会は、申立人A氏の人権救済申立事件について、人権擁護委員会の調査の結果、貴所に対し、下記のとおり警告及び要望を致します。

記

## 第一 警告及び要望の趣旨

- 一 貴所職員の後記第二の一1記載の行為は、申立人の身体の自由を侵害するものと認められますので、暴行を行なった職員に対ししかるべき処分をするとともに、全職員に対する教育を徹底するなどの再発防止策をとり、もって今後二度と同種の人権侵害行為に及ぶことのないよう警告致します。
- 二 貴所は、日本語で印刷した上訴取下書しか備えていないとのことですが、貴所に備え付ける上訴の取下書その他裁判所に提出する権利の得喪に関わる書類つきましては、被収容者の防御権を実質的に保障すべく、日本語を理解できない被収容者が書類の内容を確実に理解できるようにするため、可能な限り多様な言語に翻訳をしたものを備え置くよう、要望致します。

## 第二 警告及び要望の理由

- 一 認定した事実
  - 1 2005 (平成17) 年 3 月 1 4 日午前 9 時ころ、申立人は、東京拘置所屋上の運動場 に行く途中の階段において、同行の職員から「歌を歌うな。」と注意された。

これに対し申立人が「歌っていない。」と言うと、当該職員は、運動は取り止め だと言い、申立人が運動をしたいと言っても認めなかった。

そして当該職員から「居室に戻る。」と言われたので、申立人はこれに抗議する 意味で運動場の入り口付近にしゃがみ込んだ。

すると、職員らが申立人を床に押さえつけて拘束し、その際職員が、手拳で申立

人の右眼の上、眉毛の上、唇の上付近を殴った。これにより申立人は、右下眼瞼・右前額の皮下出血及び軽度腫脹、左上唇の軽度腫脹並びに口内出血の傷害を負った。 2 貴所(以下「相手方」という。)に備えてある上訴取下書は、日本語で印刷した もののみである。

#### 二 事実の認定並びに警告及び要望を求める理由の補足説明

- 1 -1の件について
  - → 相手方は、相手方職員が申立人に対して暴行した事実を否定する。

しかし第一に、相手方の回答を前提としても、申立人が暴行されたと主張する時刻の後である同日午前11時ころに相手方職員が申立人の顔に腫れを認めており、また翌15日には医師が申立人の右下眼瞼・右前額に皮下出血、軽度腫脹、及び左上唇に軽度腫脹を認めたというのであり、これらの事情は、顔を殴られたとする申立人の主張と符合する。

第二に、相手方は、申立人の顔の負傷につき、自傷行為の疑いがあったとか、あるいは申立人が「階段で転倒して階段の手すりにぶつけて負傷した。」と述べたという。しかし、相手方の回答によっても申立人が自傷行為に及ぶ動機や行為態様が明らかでなく、自傷行為による負傷であるとは到底考えられない。また、手すりにぶつけた可能性については、階段の手すりにぶつけるというのは1回的な行為であるところ、これによって、顔の右下眼瞼、右前額及び左上唇の3箇所に傷害を負うというのは、人の顔の形状に照らし著しく不自然である。よって、負傷の原因が手すりにぶつけたものであるとの可能性も認めることはできない。

第三に、相手方は、この時の経緯について、申立人が自ら「運動しない。」と言ったにもかかわらずその直後には「部屋には帰らない。」と言ったと回答しているが、相手方の説明するこのような経緯では、申立人の言動として不自然である。申立人が自ら「運動しない。」と言ったのであれば「部屋に帰らない。」とは言わないはずである。他方、申立人はこの間の経緯を、運動を許されず、居室に戻ると言われたのでしゃがみ込んだところを殴られたと説明しているが、これは、申立人がしゃがみこむことによって抗議の意思を示したことに対し相手方職員が立腹して暴行に及んだと理解できるものであり、申立人のかかる説明の方がより合理的である。

第四に、本件の目撃者は、4、5人の職員が、申立人を押し倒し、申立人を床にしっかりと押さえつけたと述べている。一方、相手方は、申立人が自ら仰向けに横臥したと回答する。目撃者は、申立人とは東京拘置所で初めて知り合った者であるという以上の関係が認められないことからすると、目撃者が申立人を利するためにあえて虚偽の供述をすることは考えにくく、目撃者の供述は信用することができる。そうであれば、自ら横臥した、すなわち申立人を床に押し倒すという有形力を行使したことはないという趣旨を含む相手方の上記回答は、信用することができない。

以上のほか、申立人の主張する暴行の他に前記の顔面の負傷を惹起させる事由

の存在がうかがえないことをふまえると、相手方職員が申立人の顔面を殴打し、 前記の通りの傷害を負わせた事実を認定することができる。

□ 以上の通り、申立人は相手方の職員から暴行を受けて傷害を負ったものであり、 申立人は身体の自由を侵害されたというべきである。

よって今後二度とかかる行為が行なわれないよう、第一の一記載の通り警告する。

# 2 - 2 の件について

相手方に備えてある上訴取下書が日本語で印刷したもののみであることは、相手 方自身が認めるところである。

かかる事態は、日本語を理解できない被収容者にとっては、それが上訴の取下書であることが理解できない危険性を払拭できない。被収容者の防御権の実質化のためには、被収容者が作成する文書の書式は、その者が理解できる言語で翻訳が付されている必要がある。

そこで、第一の二記載の通り要望する。

以上

法務省矯正局長

梶 木 壽 殿

東京弁護士会会長下河邊和彦

## 人権侵害救済申立事件について(要望)

当会は、申立人A氏から、東京拘置所を相手方とする人権救済申立を受け、当会人権擁護委員会の調査の結果、添付の通り、東京拘置所長に対し、添付の文書のとおり警告及び要望を発しました。

貴殿にその旨報告致しますとともに、今後、このような人権侵害行為が再発することの ないよう、適切な指導・監督をされたく、要望致します。

以上